

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症を理由としたプライバシーの侵害、誹謗中傷又は差別的な言動等(以下「不当な差別等」という。)の発生を防止するため、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、互いに支え合い、もって住み良い地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 感染者等 感染症の患者、感染症にり患しているおそれがある者及び感染症にり患した者のうちすでに治療したもの並びにその家族並びに関係者をいう。
- (3) 事業者 市内で農業、商業、工業、サービス業その他の事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。  
(一部改正〔令和3年条例5号〕)

(市の責務)

第3条 市は、感染症に関する情報(感染者等を特定することができる情報を除く。)を収集し、速やかにそれを発信することで、市民及び事業者に対し、感染症に関する知識の普及及び啓発を講じるものとする。

2 市は、感染者等及び事業者が不当な差別等を受けたときは、そのものの相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の支援を行わなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、感染症に関する知識を習得し、感染症の予防及びまん延の防止に十分な注意を払うよう努めなければならない。

2 市民は、次に掲げるものに対して、不当な差別等をしないよう努めなければならない。

- (1) 感染者等
- (2) 感染者等が就労し、又は利用等をする事業者
- (3) 前号の事業者と関係を有するもの
- (4) 前3号に規定するものの周辺で事業を営む事業者

(事業者の責務)

第5条 事業者は、感染症に関する知識を習得し、自らの事業において、感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、次に掲げるものに対して、不当な差別等をしないよう努めなければならない。

- (1) 自らの事業に係る従業者のうち感染者等であるもの
- (2) 自らの事業に係る事業者のうち感染者等が発生したもの
- (3) 前号に規定するものの周辺で事業を営む事業者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(一部改正〔令和3年条例5号〕)

附 則(令和3年3月9日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。